

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

- 1 日時
平成30年9月21日（金）午前9時30分から午前11時20分まで
- 2 場所
愛知県自治センター5階 研修室
- 3 出席者
 - (1) 構成員及び専門委員
青木委員、田代委員、成瀬委員、二宮委員、水野専門委員
 - (2) 事務局
環境部：新井資源循環推進監、加藤資源循環推進課長、木村主幹、中根課長補佐、山田主査、坂東主任、浅井技師
尾張県民事務所知多県民センター環境保全課：福田技師
 - (3) 申請者
株式会社ワトワメディカル：辻氏他
- 4 傍聴者
2名
- 5 議事録
別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事1】

株式会社ワトワメディカルの一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請について

- 株式会社ワトワメディカルの事業計画の技術上の基準に対する適合状況等に係る説明

事務局から、資料3（前回の審査会議（平成30年8月31日）における指摘事項に対する申請者の回答）、資料4及び5（（株）ワトワメディカルの事業計画の焼却施設の技術上の基準に対する適合状況）に基づき、説明した。

- 質疑応答

（委員）

二次燃焼室の空間の考え方について、別添4の他事例の類似プラントでは、煙道部分も二次燃焼室としてカウントされているが、今回設置予定の炉では煙道前までになっている。二次燃焼室の範囲として何か定義はあるのか。

（申請者）

別添4のプラントは20年前に建設されたものであり、当時の考え方としては煙道部分も含めた設計としていたが、現在は煙道入口付近までの範囲内で設定し、二次燃焼室出口温度を確保する上で安全側の設計としている。

（委員）

資料5の技術上の基準の12条の2第5項第1号イとして燃焼ガスの温度が摂氏800度以上、同号ロとして燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものとあるが、これはどういうことか。

（事務局）

燃焼ガスそのものの定義は特にないが、燃焼室内のガスの温度が800℃以上の状態で2秒以上保つことができればよいということである。そのため、仮に800℃以上である1000℃などの高温であってもよいが、高温であるために2秒滞留できなければ基準不適合となる。

（委員）

法令の基準にある燃焼ガスに定義はあるのか。資料3の二次燃焼室ガスと同義であるという理解でよいか。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

資料5の技術上の基準の12条第1号の回答について、火力発電所の耐震設計規程に準拠しているとあるが、構造は堅牢であっても、電気等の供給が絶たれること

があると思うが、そのような場合にはどのように対処するのか。

(申請者)

災害時等で電源喪失した際は燃焼用空気を送気するラインのダンパーが閉じる。また、集塵機への流入ガスも 200℃以下に下げられるよう、外気を取り入れるように設計している。

○ 審査会議報告案の説明

事務局から、資料6（株式会社ワトワメディカルの産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書について（報告）案）に基づき、説明した。

○ 質疑応答

なし

(座長)

審査会議報告案について、この内容で報告することとしてよろしいか。

(各委員から異議なし)

(座長)

異議がないようなので、この内容で知事への報告とさせていただき、会議終了後、会長印を押印の上、提出することとする。

【議事2】

その他

○ 事務局から、追加の議事はない旨を説明した。